

# 鳥取県スポーツ審議会委員公募要綱

## 1 目的

スポーツ基本法が制定され、スポーツに関する施策の一層の充実が求められていることに鑑み、障がい者スポーツを含めたスポーツ全般に関する事項について審議する。

## 2 公募委員の役割

公募委員は、鳥取県スポーツ審議会（以下「審議会」という。）に出席し、その他の委員とともに鳥取県スポーツ推進計画、その他の推進に関する重要事項について調査審議する。

## 3 募集内容

公募委員の募集に当たっては、次のとおりとする。

### (1) 応募資格

鳥取県民の方で、次のすべての要件を満たすこと。

ア 生涯スポーツ（健康の保持・増進やレクリエーションを目的とし、乳幼児・児童から高齢者まで幅広い年齢層を対象とするスポーツ）に関する知識、経験及び意欲があること。

イ 県内在住の満18歳以上の方であること。（令和8年4月1日現在）

ウ 就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと。

エ 審査会に参加できること。（平日日中に年1～2回程度開催）

オ 鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でないこと。

カ 鳥取県議会議員及び鳥取県職員でないこと。

### (2) 応募方法等

所定の応募様式により、期限までに提出先に必要事項を記載した書類を持参、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかにより提出すること。

### (3) 募集人数

公募する委員は1名以内とする。

### (4) 応募期間

令和8年7月10日（金）から同年7月24日（金）（必着）まで

### (5) 任命の時期及び任期

令和8年9月上旬（予定）から2年間

### (6) 応募書類提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課スポーツ振興担当

電話 0857-26-7919 ファクシミリ 0857-26-8129 電子メール sports@pref.tottori.lg.jp

## 4 公募委員の決定

公募委員の決定に当たっては、次のとおりとする。

### (1) 決定方法

応募書類による書類選考によりスポーツ振興局スポーツ課において候補者を選定し、地域社会振興部長が決定する。

### (2) 応募がない場合等の取扱い

再募集は行わない。

## 5 決定後の手続等

選考結果については、応募者全員に郵送で通知する。

## 6 その他

(1) 応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。また、提出された書類は返却しない。

(2) 原則、審議会は公開で行う。なお、氏名及び発言内容を含め、議事録及び会議の資料を公開することについて、同意すること。

(3) 公募委員として審議会に出席される場合には、県の規定に基づき、謝金と交通費を支給する。

(4) その他、公募に関する具体的な手続については、スポーツ振興局スポーツ課で定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月6日から施行する。